

平成26年4月1日環地温発第1404018号
改正 平成27年4月9日環地温発第15040913号
改正 平成28年4月1日環地温発第16040137号

先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業実施要領

第1 目的

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業を行うことにより、先進的で高効率な低炭素機器等の普及促進、着実なエネルギー起源二酸化炭素排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、事業場・工場におけるエネルギー起源二酸化炭素排出削減目標を掲げ、その目標の達成を約し、先進的で高効率な低炭素機器として、環境大臣（以下「大臣」という。）が指定するもの等（以下「低炭素機器等」という。）を導入する事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（2）間接補助金の交付の申請者

① 間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

② 間接補助事業を実施できる事業所は、補助事業者が間接補助金の交付決定を行う年度の前三箇年度における、二酸化炭素の排出（他人から供給された電気又は熱を使用することを含む。以下同じ。）量実績の平均（以下「基準年度排出量」という。）が、

50トン以上である日本国内の事業場・工場とする。

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ (6) ①に示す間接補助金交付先の採否に係る事項の審査

ウ 間接補助金の交付（補助金交付申請書の審査から補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下間接補助事業者）という。の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択等

① 補助事業者は、間接補助金交付先の採択を行うに当たり、以下の事項が確保されていることを確認する。

ア 間接補助対象である低炭素機器等に、別紙「環境省指定先進的高効率機器一覧」に掲載された機器が、少なくとも1つ以上含まれていること

イ 間接補助事業者の二酸化炭素排出量の算定対象範囲が環境省の定める「ASSET (Advanced technologies promotion Subsidy Scheme with Emission reduction Targets) 第5期実施ルール」及び「ASSET モニタリング報告ガイドラインVer. 5.0」(以下「制度文書」という。)に準じて適切に示されていること

ウ 基準年度排出量が適切に算定されていること

エ 交付決定の翌年度における二酸化炭素排出削減目標量として応募書類に記載された量（以下「排出削減目標量」という。）が適切に算定されていること

オ 間接補助対象である低炭素機器等に係る導入費用及び当該機器に係る法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間）が適切に申告されていること

- ② 補助事業者は、低炭素機器等の導入による排出削減目標量と、低炭素機器等の導入以外の排出削減取組による排出削減目標量の合計に、導入する低炭素機器等の法定耐用年数を乗じて得た数値を算出し、間接補助金申請額を、当該数値により除して得られる額（ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の小さいものから順に、間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 間接補助金交付先の採択は、環境省地球環境局長と協議の上、行うものとする。

(7) 消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告させるとともに、その返還を命ずるものとする。

(8) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(9) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(10) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(11) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

第4 間接補助事業者による間接補助事業の実施、排出量の算定、排出枠の償却

(1) 用語の定義

間接補助事業者による間接補助事業の実施、排出量の算定、排出枠の償却に係る用

語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

ア 「設備導入年度」とは、補助事業者が、間接補助事業者に対して、間接補助金の交付決定を行う年度をいう。

イ 「削減目標年度」とは、アの「設備導入年度」の翌年度をいう。

ウ 「調整・自主削減年度」とは、イの「削減目標年度」の翌年度をいう。

エ 「報告年度」とは、ウの「調整・自主削減年度」の翌年度をいう。

オ 「目標保有者」とは、間接補助事業において、間接補助対象である設備・機器を所有し、間接補助金の交付を受ける者（「間接補助事業者」と同義。以下「代表事業者」という。）並びに同事業において代表事業者の所有する当該設備を使用して二酸化炭素排出削減に取り組む者のうち代表事業者でない者及び当該設備を設置する建物の所有者で代表事業者でない者をいう。

カ 「登録簿」とは、本事業において環境省が目標保有者に対して二酸化炭素が有する温室効果に換算した1トンを単位として交付する排出枠（以下「J A A」という。）の保有、移転、償却、取消等を記録するため、環境省が管理する電子的な登録簿をいう。

（2）設備導入年度における排出量の算定

- ① 目標保有者は、基準年度排出量について、環境省の定める制度文書に準拠して算定し、「算定報告書」を作成するものとする。なお、当該算定内容の妥当性確認のため、第三者機関による検証を受けなければならない。
- ② ①における第三者機関は、環境省が別途選定する者の中から、目標保有者が選択する。なお、検証に係る費用は目標保有者が負担するものとする。
- ③ 第三者機関は、①の検証結果を踏まえ、「検証報告書」に更正された「算定報告書」を添付して、環境省へ提出するものとする。
- ④ 基準年度排出量は、「算定報告書」を環境省が承認することにより確定する。
- ⑤ ④において、目標保有者の責により基準年度排出量が確定できない場合には、交付された補助金の全額を返還しなければならない。

（3）削減目標年度における排出枠の交付と排出削減対策の実施

- ① 環境省は、確定した基準年度排出量に基づき、削減目標年度に、目標保有者に対してJ A Aを交付する。J A Aの交付は、登録簿における目標保有者の保有口座にJ A Aを記録することによって行い、交付する量は、基準年度排出量から、排出削減目標量を差し引いた量とする。
- ② 目標保有者は、間接補助金を受けて整備した設備・機器を活用しつつ、対象事業場・工場における排出削減対策を実施するものとする。

（4）調整・自主削減年度における排出量の算定と排出枠の償却

- ① 目標保有者は、対象事業場・工場における削減目標年度に係る二酸化炭素の排出量実績について、環境省の定める制度文書に準拠して算定し、「算定報告書」を作成するものとする。なお、当該算定内容の妥当性確認のため、第三者機関による検証を受け

なければならない。

- ② ①における第三者機関は、環境省が別途選定する者の中から、目標保有者が選択する。なお検証に係る費用は目標保有者が負担するものとする。
- ③ 第三者機関は、①の検証結果を踏まえ、「検証報告書」に更正された「算定報告書」を添付して、環境省へ提出するものとする。
- ④ 排出量実績は、「算定報告書」を環境省が承認することにより確定する。
- ⑤ 目標保有者は、④の承認に基づき確定した排出量実績と同量のJAAを、環境省が別途定める期日（以下「償却期限」という。）までに償却しなければならない。償却は登録簿において、目標保有者の保有口座から償却口座にJAAを移転することにより行う。
- ⑥ ④において、目標保有者の責により排出量実績が確定できない場合には、交付された補助金の全部を返還しなければならない。また、⑤の償却において、排出実績に対し、償却期限までに償却口座に移転したJAAの量が不足している場合については、排出削減目標量に対する償却不足量に応じて、交付された補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(5) 報告年度における排出量の算定

目標保有者は、対象事業場・工場における調整・自主削減年度に係る二酸化炭素の排出量実績について、環境省の定める制度文書に準拠して算定の上、「算定報告書」を作成し、環境省に提出するものとする。

(6) 報告年度の翌年度における排出量の算定

目標保有者は、対象事業場・工場における報告年度に係る二酸化炭素の排出量実績について、環境省の求めに応じて、環境省の定める制度文書に準拠して算定の上、「算定報告書」を作成し、環境省に提出するものとする。

(7) 実施に関する細目

(1) から (6) までの実施に関して必要な細目は、環境省が別に定める。

第5 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第6 その他

補助事業者は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成27年度予算に係る補助金から適用し、平成26年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成28年度予算に係る補助金から適用し、平成27年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第 1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
先進的で高効率な低炭素機器等の導入事業	日本国内の事業場・工場において、エネルギー起源二酸化炭素排出削減目標を掲げ、その目標の達成を約し、先進的で高効率な低炭素機器等を導入する事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第 2 に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象経費と第 4 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に 3 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、</p> <p>② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、</p> <p>③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p>

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び設備費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

環境省指定先進的高効率機器一覧

対象機器	基準
1. ガスエンジンヒートポンプ	<p>室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものうち、JIS B 8627:2006 に準じて効率が測定されている機器には期間成績係数(APF)および COP について、JIS B 8627:2015 に準じて効率が測定されている機器には期間成績係数(APF_p)および COP_p について下記いずれかの基準を満たすもの。なお、発電機能付きの製品等については APF・COP 等を測定できないため、その母型機の APF・COP 等によって判断するものとする。</p> <p>【JIS B 8627:2015 で効率が測定された機器】</p> <p>相当馬力数<16HP : 1.53 16 HP ≤ 相当馬力数<20HP:1.70 20HP ≤ 相当馬力数:1.85 (APF_p・高位発熱量基準 寒冷地仕様以外)</p> <p>1.44 (APF_p・高位発熱量基準 寒冷地仕様)</p> <p>相当馬力数<10HP : 1.16 10HP ≤ 相当馬力数:1.33 (COP_p・高位発熱量基準 寒冷地仕様以外)</p> <p>1.36 (COP_p・高位発熱量基準 寒冷地仕様)</p> <p>【JIS B 8627:2006 で効率が測定された機器】</p> <p>2.24 (APF・高位発熱量基準) または 1.36 (COP・高位発熱量基準)</p>
2. 店舗・オフィス用エアコン	<p>冷凍機を組み込んだ空気調和機で、室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもの）と、室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る）を同時に設置する場合のものうち、個別制</p>

	<p>御ができない店舗・オフィス用途のもの。JIS B 8616 2015 に掲げる計算式に基づいて算出される通年エネルギー消費効率 (APF) が以下の基準を満たすもの。なお、冷房能力が 16kW 以下の機器については、低 GWP 冷媒 (R32 以下のもの) を利用したものに限る。</p> <p>冷房能力\leq4.0kW : 6.8 4.0kW$<$冷房能力\leq5.0kW : 6.6 5.0kW$<$冷房能力\leq6.3kW : 6.3 6.3kW$<$冷房能力\leq11.2kW : 6.5 11.2kW$<$冷房能力\leq16.0kW : 5.9 16.0kW$<$冷房能力 : 5.3 (APF)</p>
3. 設備用エアコン	<p>電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機で、1 台の室外機に対し 1 台または複数台の室内機を接続することが可能なもののうち、主に工場向けのもの。通常、室内機は床置き型である。JIS B8616:2015 に掲げる計算式に基づいて算出される通年エネルギー消費効率 (APF) について下記の基準を満たすもの。</p> <p>冷房能力\leq14.0kW : 4.2 14.0kW$<$冷房能力\leq28.0kW : 4.5 28.0kW$<$冷房能力\leq56.0kW : 4.0 56.0kW$<$冷房能力 : 3.3 (APF)</p>
4. ビル用マルチエアコン	<p>冷凍機を組み込んだ空気調和機で、室外機 (電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもの) と、複数の室内機 (室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る) を同時に設置する場合のもののうち、個別の制御が可能なビル用途のもの。JIS B 8616:2015 に掲げる計算式に基づいて通年エネルギー消費効率 (APF) について下記いずれかの基準を満たすもの。</p> <p>冷房能力\leq14.0kW : 5.5 14.0kW$<$冷房能力\leq16.0kW : 5.3 16.0kW$<$冷房能力\leq22.4kW : 5.8 22.4kW$<$冷房能力\leq28.0kW : 5.6 28.0kW$<$冷房能力\leq33.5kW : 6.0 33.5kW$<$冷房能力\leq40.0kW : 5.7 40.0kW$<$冷房能力\leq69.0kW : 5.8 69.0kW$<$冷房能力\leq80.0kW : 5.7 80.0kW$<$冷房能力\leq101.0kW : 5.8</p>

	101.0kW<冷房能力：5.0 (APF)
5. 吸収式冷温水機、吸収式冷凍機	臭化リチウム液、その他の吸収液を循環過程において 2 回以上再生するもののうち、冷凍能力または加熱能力を加熱源熱消費量（消費電力は含まない）で除して算出される成績係数（COP）が以下の基準を満たすもの。 冷房能力<70RT：1.12 70RT≤冷房能力<150RT：1.30 150RT≤冷房能力：1.35 (高位発熱量基準)
6. 温水ボイラ	燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して業務用の給湯や暖房用途の温水を発生させ、その温水を他に供給するもののうち、JIS B8222 陸用ボイラー熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法または熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が以下の基準を満たすもの。 出力<1000kW：105% 1000kW≤出力：88% (低位発熱量基準)
7. 蒸気ボイラ	ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して水蒸気を発生させ、その蒸気を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラー熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法または熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が以下の基準を満たすもの。 蒸発量≤1500kg/h：96% 1500kg/h<蒸発量≤7200kg/h：98% 7200kg/h<蒸発量：94% (低位発熱量基準)
8. 潜熱回収型給湯器	排気中の潜熱を回収して再加熱するための機能を有する給湯器のうち、JIS S 2109 にて規定されている熱効率（給水温度を 40℃昇温させる時の給湯出力とガス熱量（高位発熱量基準）の比）から算出された熱効率が 0.95 以上であるもの
9. 空気冷媒方式冷凍機	空気の断熱膨張における温度低下により、-50~-100℃の空気を得る冷凍機のうち、定格能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値（COP）が 0.4 以上であるもの。なお、COP は庫内温度：-60℃、庫容量：1000 トン程度の条件下において算出したものとし、付属する機器動力も加味した定格消費エネルギーを用いることとする。

<p>10. 冷凍冷蔵倉庫用自然冷媒冷凍機</p>	<p>主に冷凍冷蔵倉庫用途として$-40\sim-5^{\circ}\text{C}$程度の冷媒を庫内に循環させる冷凍機のうち、定格能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。</p> <p>$-20^{\circ}\text{C} < \text{保管温度帯} \leq 10^{\circ}\text{C}$ 冷凍能力$\leq 200\text{kW}$: 3.76 $200\text{kW} < \text{冷凍能力}$: 3.37</p> <p>$-40^{\circ}\text{C} < \text{保管温度帯} \leq -20^{\circ}\text{C}$ 冷凍能力$\leq 50\text{kW}$: 1.80 $50\text{kW} < \text{冷凍能力}$: 2.10</p>
<p>11. 空冷ヒートポンプチャラー</p>	<p>空気を熱源としたヒートポンプ方式の空冷式チリングユニットのうち、JISB8613:1994 または JRA4066:2014 に準じて算定された成績係数 (COP) が以下の基準を満たすもの。</p> <p>冷却能力$\leq 60.0\text{kW}$: 2.87 $60.0\text{kW} < \text{冷却能力} \leq 90.0\text{kW}$: 3.07 $90.0\text{kW} < \text{冷却能力} \leq 120.0\text{kW}$: 3.50 $120.0\text{kW} < \text{冷却能力} \leq 220.0\text{kW}$: 3.30 $220.0\text{kW} < \text{冷却能力}$: 4.00 (標準仕様 冷水出入口温度差 5°C)</p> <p>3.41 (標準仕様 冷水出入口温度差 7°C)</p> <p>2.89 (寒冷地仕様)</p> <p>3.79 (寒冷地仕様・散水式)</p> <p>2.33 (ブライン仕様 ブライン入口 3°C、出口 0°C)</p> <p>冷却能力$\leq 90.0\text{kW}$: 2.45 $90.0\text{kW} < \text{冷却能力}$: 2.30 (ブライン仕様 ブライン入口 0°C、出口 -5°C)</p> <p>冷却能力$\leq 60.0\text{kW}$: 1.73</p>

	<p>60.0kW<冷却能力：2.63 (ブライン仕様 ブライン入口-2℃、出口-5℃)</p> <p>冷却能力≤60.0kW：1.87</p> <p>60.0kW<冷却能力：2.14 (ブライン仕様 ブライン入口-2℃、出口-7℃)</p> <p>冷却能力≤90.0kW：2.90</p> <p>90.0kW<冷却能力：2.75 (ブライン仕様・散水式 ブライン入口 0℃、出口-5℃)</p> <p>冷却能力≤60.0kW：2.60</p> <p>60.0kW<冷却能力≤120.0kW：3.30</p> <p>120.0kW<冷却能力：3.00 (冷房専用 冷水出入口温度差 5℃)</p> <p>3.41 (冷房専用 冷水出入口温度差 7℃)</p> <p>4.60 (冷房専用 散水式 冷水出入口温度差 5℃)</p> <p>4.80 (冷房専用 散水式 冷水出入口温度差 7℃)</p> <p>冷却能力≤60.0kW：2.63</p> <p>60.0kW<冷却能力：2.41 (冷房専用・ブライン仕様 ブライン入口-2℃、出口-5℃)</p> <p>4.72 (散水式冷水出入口温度差 5℃)</p> <p>4.80 (散水式冷水出入口温度差 7℃)</p> <p>(いずれも COP)</p>
12. 水冷ヒートポンプチャ―	<p>水を熱源としたヒートポンプ方式の水冷式チリングユニットのうち、JISB8613:1994 または JRA4066:2014 に準じて算定された成績係数 (COP) が以下の基準を満たすもの。</p>

	<p>冷却能力\leq80.0kW : 3.82 80.0kW$<$冷却能力 : 5.02 (冷水出入口温度差 5°C)</p> <p>2.74 (ブライン仕様 ブライン入口 3°C、出口 0°C)</p> <p>冷却能力\leq60.0kW : 2.24 60.0kW$<$冷却能力 : 2.55 (ブライン仕様 ブライン入口-3°C、出口-7°C)</p> <p>(いずれも COP)</p>
<p>13. ターボ冷凍機</p>	<p>電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の熱源機のうち JISB8621:2011 に掲げる計算式に基づいて算出される成績係数 (COP) もしくは期間成績係数 (IPLV) について下記いずれかの基準を満たすもの。ただし、オゾン破壊係数が 0 の冷媒を使用しているものに限る。</p> <p>冷凍能力\leq220USRT : 5.40 220USRT$<$冷凍能力\leq500USRT : 5.96 500USRT$<$冷凍能力\leq1000USRT : 6.12 1000USRT$<$冷凍能力 : 6.03 (COP)</p> <p>冷凍能力\leq220USRT : 7.24 220USRT$<$冷凍能力\leq500USRT : 8.05 500USRT$<$冷凍能力\leq1000USRT : 8.50 1000USRT$<$冷凍能力 : 8.09 (IPLV)</p>
<p>14. ヒートポンプ給湯機</p>	<p>電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機で、自然冷媒を利用したもののうち、JRA4060:2014 に基づいて算出される年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率が下記いずれかの基準を満たすもの。</p> <p>標準仕様 加熱能力\leq20kW : 4.1 20kW$<$加熱能力 : 3.9</p> <p>寒冷地仕様 加熱能力\leq20kW : 3.5</p>

	20kW<加熱能力：3.3						
	(年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率)						
15. 高温水ヒートポンプ	下水熱や工場排水、排ガス等の未利用熱を熱源として活用するヒートポンプであり、水等の二次媒体を加熱する熱源機のうち、定格加熱能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。なお、熱源や供給方式、温水出口温度、熱源媒体入口温度、熱源媒体出口温度、温水出入口温度差等によって定められた区分ごとに基準を設定する。						
	区分	条件等（温度条件について、X~YはX以上Y以下を、X~はX以上を、~YはY以下をそれぞれ意味する）					
		熱源	供給方式	温水出口温度（℃）	熱源媒体入口温度（℃）	熱源媒体出口温度（℃）	温水出入口温度差（℃）
	1	空気	循環式	65~70	16	12	5
	2	空気	循環式	65~70	25	21	5
	3	空気	循環式	65~70	25	21	10
	4	空気	一過式	JRA4060:2014 に準じて算出			
	5	水	循環式	65	20	15~17	5
	6	水	循環式	65	30	25~30	5
	7	水	循環式	65	38~40	35	5
	8	水	循環式	65	17~30	7~20	10
	9	水	循環式	65	40	30	10
	10	水	循環式	75	20	15~17	5
	11	水	循環式	75	30	25~27	5
	12	水	循環式	75	40	35	5
	13	水	循環式	75	30	20	10
	14	水	循環式	75	35~40	30	10
	15	水	循環式	90	30	25	5
	16	水	循環式	90	40	35	5
	17	水	循環式	90	40	30	10
	18	水	循環式	90	17	7	10
	19	水	一過式	JRA4060:2014 に準じて算出			
	20	水空気	循環式	65	~20	~15	5
	21	水空気	循環式	75	17	7	10
	22	水空気	循環式	65	25	21	5
	23	水空気	一過式	水熱源運転で JRA4060:2014 に準じて算出			
	24	水空気	一過式	空気熱源運転で JRA4060:2014 に準じて算出			
		区分	基準 (COP)				
		1	3.09				
		2	2.9				
		3	3.4				

		4	3.8	
		5	3.11	
		6	2.8	
		7	3.0	
		8	3.2	
		9	4.7	
		10	2.1	
		11	2.2	
		12	4.0	
		13	3.0	
		14	3.8	
		15	2.5	
		16	3.2	
		17	3.0	
		18	2.75	
		19	4.3	
		20	2.9	
		21	2.05	
		22	2.9	
		23	3.9	
		24	4.1	
16. 熱風ヒートポンプ	高温の熱風を発生させる装置であり、自然冷媒を用いたヒートポンプ方式のもののうち、定格加熱能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が 3.44 以上であるもの。なお、算出に当たっては、空気入口温度 20℃、熱風供給温度 100℃、熱源水入口温度 30℃、熱源水出口温度 25℃を前提条件とする。			
17. 蒸気発生ヒートポンプ	蒸気を発生させる装置であり、ヒートポンプ方式のもののうち、定格加熱能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。なお、算出に当たっては、蒸気供給温度、熱源水入口温度を使用条件に応じて以下のとおり設定することを前提条件とする。 蒸気圧力 0.1MpaG、熱源水入口温度 65℃、熱源水出口温度 60℃ : 3.53 蒸気圧力 0.1MpaG、熱源水入口温度 80℃、熱源水出口温度 70℃ : 3.50 蒸気圧力 0.6MpaG、熱源水入口温度 70℃、熱源水出口温度 65℃ : 2.45 (COP)			
18. 蒸気再圧縮装置	産業プロセス等で利用された排熱を回収し、循環式の供給方式を用いるヒートポンプのうち、システム消費電力 (kW) を吐出蒸気量 (kg/h)			

	<p>で割って算出する消費電力量 (kWh/kg) が以下の基準を満たすもの。なお、算出に当たっては、吐出圧力、吐出蒸気量、給水温度を使用条件に応じて以下のとおり設定することを前提条件とする。</p> <p>吐出圧力:0.1MpaG 以上 0.2MpaG 以下、吐出蒸気量:1.0t/h 以上 2.0t/h 以下、給水温度:80℃:0.067 吐出圧力:0.4MpaG 以上、吐出蒸気量:1.0t/h 以上 1.5t/h 以下、給水温度:80℃:0.085 吐出圧力:0.1MpaG 以上 0.3MpaG 以下、吐出蒸気量:3.0t/h 以上、給水温度:80℃:0.064 (kWh/kg)</p>
19. 誘導モータ	<p>固定子巻線に交流電流を流して回転磁界をつくり、電磁誘導によって回転子巻線に誘導電流を流し、それと磁界との作用により回転トルクを発生させるモータのうち JISC4034-2-1 に準拠して算定された効率値が以下の基準を満たすもの。なお、算出にあたっては極数:4 極、周波数:60Hz における数値とする。</p> <p>容量\leq2.2kW:89.9 2.2kW<容量\leq10.0kW:91.8 10.0kW<容量\leq22.0kW:93.4 22.0kW<容量\leq37.0kW:94.7 37.0kW<容量:95.8 (%)</p>
20. 永久磁石同期モータ	<p>回転子に永久磁石 (PM) を使用した同期モータのうち、JISC4034-2-1 に準拠して算定された効率値が以下の基準を満たすもの。</p> <p>容量\leq3.0kW:90.4 3.0kW<容量\leq6.5kW:92.8 6.5kW<容量\leq45.0kW:94.6 45.0kW<容量:96.5 (%)</p>
21. 変圧器	<p>電磁誘導を利用して交流電圧を昇降させる装置のうち、無負荷損と負荷損に負荷率の自乗を足して算出される数値 (全損失 W) が以下の基準を満たす (基準以下) ものとする。</p> <p>【油入変圧器、単相】 (50Hz) 容量\leq10kVA:58 10kVA<容量\leq20kVA:96</p>

20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 129
30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 190
50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 210
75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 266
100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 367
150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 465
200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 615
300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 848
(W)

(60Hz)

容量 ≤ 10kVA : 55
10kVA < 容量 ≤ 20kVA : 93
20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 125
30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 182
50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 202
75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 262
100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 340
150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 445
200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 596
300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 835
(W)

【油入変圧器、三相】

(50Hz)

容量 ≤ 20kVA : 129
20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 168
30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 244
50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 275
75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 332
100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 440
150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 550
200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 734
300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 1,063
500kVA < 容量 ≤ 750kVA : 1,930
750kVA < 容量 ≤ 1000kVA : 2,358
1000kVA < 容量 ≤ 1500kVA : 3,258
1500kVA < 容量 ≤ 2000kVA : 4,265
(W)

(60Hz)

容量 \leq 20kVA : 126

20kVA $<$ 容量 \leq 30kVA : 165

30kVA $<$ 容量 \leq 50kVA : 236

50kVA $<$ 容量 \leq 75kVA : 257

75kVA $<$ 容量 \leq 100kVA : 310

100kVA $<$ 容量 \leq 150kVA : 420

150kVA $<$ 容量 \leq 200kVA : 523

200kVA $<$ 容量 \leq 300kVA : 685

300kVA $<$ 容量 \leq 500kVA : 1,001

500kVA $<$ 容量 \leq 750kVA : 1,850

750kVA $<$ 容量 \leq 1000kVA : 2,300

1000kVA $<$ 容量 \leq 1500kVA : 3,208

1500kVA $<$ 容量 \leq 2000kVA : 4,118

(W)

【モールド変圧器、単相】

(50Hz)

容量 \leq 10kVA : 75

10kVA $<$ 容量 \leq 20kVA : 118

20kVA $<$ 容量 \leq 30kVA : 162

30kVA $<$ 容量 \leq 50kVA : 231

50kVA $<$ 容量 \leq 75kVA : 197

75kVA $<$ 容量 \leq 100kVA : 228

100kVA $<$ 容量 \leq 150kVA : 316

150kVA $<$ 容量 \leq 200kVA : 396

200kVA $<$ 容量 \leq 300kVA : 519

300kVA $<$ 容量 \leq 500kVA : 787

(W)

(60Hz)

容量 \leq 10kVA : 72

10kVA $<$ 容量 \leq 20kVA : 113

20kVA $<$ 容量 \leq 30kVA : 148

30kVA $<$ 容量 \leq 50kVA : 218

50kVA $<$ 容量 \leq 75kVA : 186

75kVA $<$ 容量 \leq 100kVA : 229

100kVA $<$ 容量 \leq 150kVA : 291

	<p>150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 372 200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 521 300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 796 (W)</p> <p>【モールド変圧器、三相】 (50Hz)</p> <p>容量 ≤ 20kVA : 162 20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 197 30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 296 50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 251 75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 343 100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 448 150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 474 200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 630 300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 904 500kVA < 容量 ≤ 750kVA : 1,873 750kVA < 容量 ≤ 1000kVA : 2,305 1000kVA < 容量 ≤ 1500kVA : 4,220 1500kVA < 容量 ≤ 2000kVA : 5,275 (W)</p> <p>(60Hz)</p> <p>容量 ≤ 20kVA : 161 20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 193 30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 291 50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 247 75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 313 100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 432 150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 484 200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 640 300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 892 500kVA < 容量 ≤ 750kVA : 1,888 750kVA < 容量 ≤ 1000kVA : 2,323 1000kVA < 容量 ≤ 1500kVA : 4,158 1500kVA < 容量 ≤ 2000kVA : 5,057 (W)</p>
22. コージェネレーション	ガス・石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給システム

	<p>ムのう JIS B 8121 コージェネレーションシステムに準じて算出された総合効率（発電端）又は発電効率について下記いずれかの基準を満たすもの。</p> <p>（総合効率・低位発熱量基準） 82%</p> <p>（発電効率・低位発熱量基準） 41%</p>
23. LED ベースライト照明器具（ストレート）	<p>発行ダイオード（LED）を光源に使用した 直管蛍光ランプ相当サイズのベースライト照明器具で、電気用品安全法の下での PSE マークが付与されているもののうち、定格光束を定格消費電力で除して算出した数値が 180.0[lm/W]以上のもの。</p>
24. LED ベースライト照明器具（32 形 /45 形蛍光灯スクエアタイプ）	<p>発行ダイオード（LED）を光源に使用した 32 形または 45 形蛍光灯相当のスクエアタイプのベースライト照明器具で、電気用品安全法の下での PSE マークが付与されているものうち、定格光束を定格消費電力で除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。</p> <p>45 形：147.2 (lm/W) 32 形：146.7 (lm/W)</p>
25. 電子計算機（サーバ型）	<p>電子計算機であり、サーバ型のもののうち、省エネ法における区分毎に、消費電力を複合理論性能で除して算出した数値が以下の基準を満たす（基準以下）もの。</p> <p>A 区分：1,418 B 区分：2,346 C 区分：1.3 D 区分：1.3 E 区分：3.93 F 区分：－ G 区分：－ H 区分：－ I 区分：0.15 J 区分：0.246 K 区分：0.65 L 区分：0.39</p>
26. 業務用冷凍冷蔵庫	<p>レストランの厨房やスーパーマーケットのバックヤード等に使用される業務用の冷凍冷蔵庫のうち、JISB8630(日本工業規格)に準じて算出されたエネルギー消費効率 kWh/年（機器が1年間に消費する電力量）が以下の基準を満たすもの。ただし、縦型は奥行 800 mmの製品を、</p>

横型は奥行 600 mmの製品をベースに設定しているため、その他の奥行の製品を水準値と比較する場合は、以下の通り補正した容積帯における水準値を参照することとする。

縦型：環境省指定先進的高効率機器における参照容積帯=800[mm]／奥行[mm]×容積[L]

横型：環境省指定先進的高効率機器における参照容積帯=600[mm]／奥行[mm]×容積[L]

【縦型冷蔵庫】

容量≤700L：440

700L<容量≤1,200L：520

1,200L<容量：730

【横型冷蔵庫】

容量≤250L：370

250L<容量≤350L：440

350L<容量≤450L：490

450L<容量：540

【縦型冷凍冷蔵庫】

(冷凍室 1 室)

容量≤1,200L：1,460

1,200L<容量：1,680

(冷凍室 2 室)

容量≤900L：1,580

900L<容量≤1,200L：1,780

1,200L<容量：1,970

【横型冷凍冷蔵庫】

容量≤250L：1,340

250L<容量≤350L：1,530

350L<容量：1,900

【縦型冷凍庫】

容量≤700L：1,320

700L<容量≤900L：1,850

900L<容量≤1,200L：2,120

1,200L<容量≤1,500L：2,630

	<p>1,500L<容量：3,410</p> <p>【横型冷凍庫】</p> <p>容量≤250L：1,060</p> <p>250L<容量≤350L：1,250</p> <p>350L<容量：1,500</p>
27. 工業炉用バーナ	<p>セラミック、電子部品、金属、ガラス、ガス、粉体などを所定の温度で加熱、焼結、溶解、熱処理するため設備（工業炉）における燃焼装置のうち、炉の種類ごとに設定した排ガス回収率の水準を満たす炉に設置されたもの。</p> <p>溶解炉:85.0%</p> <p>熱処理炉:80.6%</p> <p>加熱炉:80.0%</p> <p>ガス焼却炉:90.0%</p>

(備考)

- ※ 各機器において電源周波数50Hz 及び60Hz により効率が異なる場合で、本表中に特段の指定が無い場合は、いずれかが基準となる水準を満たしていれば対象機器となる。
- ※ 冷温同時取出しを行うヒートポンプ等については、(冷却能力+加熱能力)/消費電力で求められる効率が、該当する機器区分の基準値を満たしている場合には対象となる。
- ※ この一覧表に記載された有効数字によって環境省指定先進的高効率機器水準を満たすものか判断することとする(例:出力1000kWを下回る温水ボイラの水準値は105%であるが、JIS B 8222 陸用ボイラ—熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法に準じて算出されたボイラ効率が104.5%である機器は、四捨五入すると105%となるため、基準を満たす)。